# 別表十三(十一) 「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

	転廃業助成金等で取得した固定 縮額等の損金算入に関する明約	<b>≧資</b> 書	産等の圧	事業年度 又は連紹 事業年度	吉		法人名	(				)	別表十三十
I	助成金等の名称	1			告	示 年	月	日	4	平	•		는 ( <u>+</u>
ļ	助成金等を交付した者	2			告	示	番	号	5	第		号	- 十 ナ ・ 四 ・
1	助成金等の交付を受けた年月日	3	本 •		交	付を受けた助	」成金	等の額	6			円	
	転 廃 業 助 成 🤄	金 等	で取得し	た固分	官貨	産等の圧縮額	質等の	計算					再第白
	帳簿価額の減額等を	し	た場合			特別勘	定を	設け	た	場	合		ほろ
	減価償却資産の減価補塡費に 域対応する助成金等の額	1 7		H	特	別勘定に経	理し	た金額	17			王	に追納事第年度を
1	世 減価償却資産の帳簿価額を 減額 した 金 額	8			繰	入限	度	額					<b>歩</b>
	金 損 金 不 算 入 額 (8) - (7)	9				(12) —		,,,,	18				
Ē	転廃業助成金の額	10			繰	入 限 度 (17) —	超 (18)	過額	19				
	減価償却資産の帳簿価額及び 取壊し等に要する経費の額			Р	<b>7</b> (	6参照	定	の金額	_				
	差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12			期	(17) —	- (19)		20				
	関定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額				繰越	同上のうち前期 額 に 算 入 さ							
ا	サ 圧 固定資産の取得等のため(12) 又 縮 は(12) のうち特別勘定残額に対	14			假	<b>小和中に</b> なる。	) <i>- 松</i> 本 マーバ	0 +.					
,	度 額 の 圧 縮 限 度 額 計 算 (14)又は((14)-1円)	15			の <u> </u>	当期中に益金の額	に昇八う	* >さ 金領	22				
2	金 圧 縮 限 度 超 過 額	16			計算	期 末 特 別 (20) - (2			23				

### 別表十三(十一)

## 「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (減価補塡金により帳簿価額の減額を した場合)	第67条の4第1項	l	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

#### 「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転 廃業助成金等の交付を受けたことによ	「第67条の4第2項」又は「第67条の 4第3項」	00275	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を
り帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第9項において準用する第67条の4第2項」又は「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」	00559	超える場合には、同欄の金額)

- ※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。
- ※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。
- ※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

## 「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第67条の4第4項」又は「第67条の4第5項」		「17」欄の金額 (「18」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

<sup>※ 「</sup>第67条の4第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。